

「令和 8 年版県民活動白書」の概要について

山口県県民活動促進条例第 14 条の規定により、本県の県民活動の促進の状況及び県民活動に関する施策について報告するもの。

I 報告のポイント

- ・ 県民活動の現状等を継続的に把握するために、毎年度「県民活動団体の活動実態調査」を実施し、その結果を掲載するとともに、県、市町、関係団体等の取組を取りまとめて掲載
- ・ 令和 5 年 3 月改定の「山口県県民活動促進基本計画」に掲げる「3つの基本方針」に基づく、令和 7 年度県民活動関連施策の実績及び令和 8 年度県民活動関連施策の計画を掲載
 - 【3つの基本方針】
 - 県民活動への理解と参加の促進
 - 県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり
 - 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

II 構成

第 1 部 県民活動の現状と課題

- ・ 「県民活動への参加状況」をはじめ、「県民活動団体の活動状況」や「県民活動支援拠点（機関）の状況」、「NPO 法人の認証・認定状況」について、令和 8 年度県民活動団体の活動実態調査などの調査データを分析して掲載

第 2 部 令和 7 年度県民活動関連施策の実績

- ・ 県、山口きらめき財団及び県民活動支援センターの令和 7 年度県民活動関連施策の実績について、事業の概要をわかりやすく一覧にまとめ、主な事業については「山口県県民活動促進基本計画」に掲げる 3 つの基本方針ごとに抜粋して掲載

第 3 部 令和 8 年度県民活動関連施策の計画

- ・ 「山口県県民活動促進基本計画」に掲げる 3 つの基本方針に基づく、県、山口きらめき財団及び県民活動支援センターの令和 8 年度県民活動関連施策の計画について、第 2 部と同様に掲載

第 4 部 市町における取組

- ・ 市町における取組の概要や条例・計画の状況及び県民活動支援拠点の取組について掲載

（参 考）「県民活動に関するあゆみ」及び「山口県県民活動促進条例」掲載

Ⅲ 報告書の概要

第 1 部 県民活動の現状と課題

【県民活動団体数】

令和 7 年度：2,606 団体

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
団体数	2,445	2,580	2,680	2,661	2,606

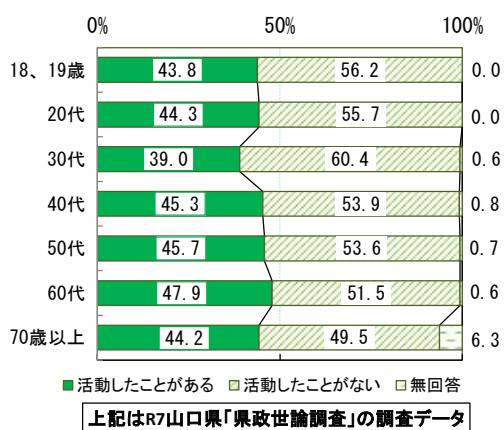
【県民活動への参加】

県民活動に参加したことがある県民の割合は 5 割を下回り、30 代の参加割合が最も低い状況である。

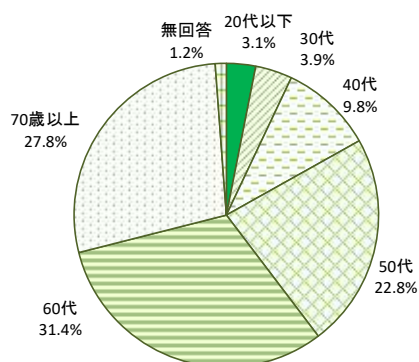
団体の会員についても、中心的な活動メンバーは 50 代以上が約 8 割を占め、特に 30 代以下の割合が低い。

また、会員が増加したのは約 1 割に留まっているため、参加しやすい環境づくりの推進が必要である。

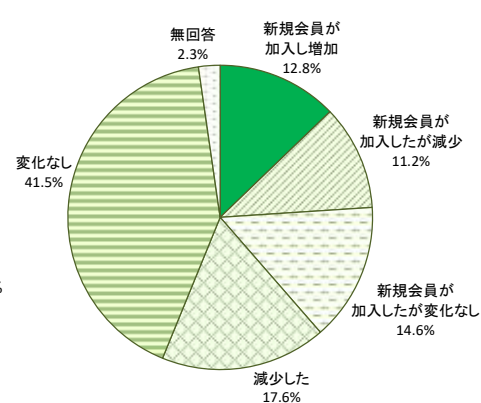
【県民活動への年代別参加割合】



【中心的な活動メンバーの年代】



【会員数の状況】

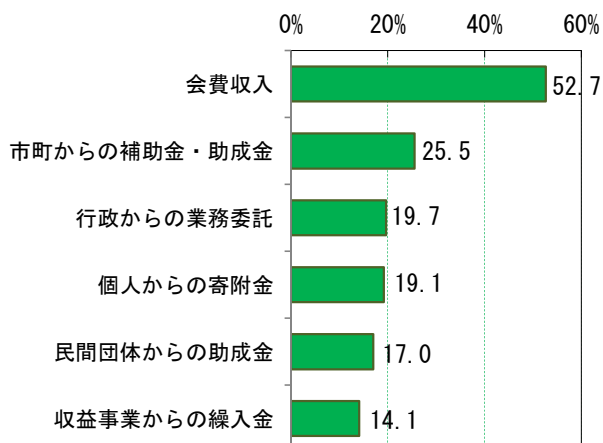


【団体の基盤】

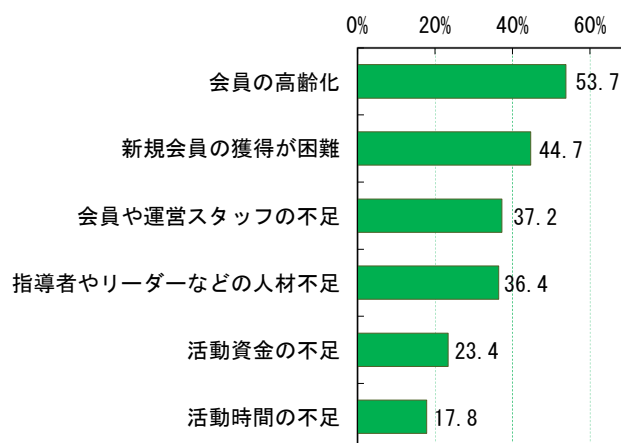
主な収入源として、会費収入をあげている団体が半数以上であり、財政基盤の弱い団体が多い。

また、会員の高齢化など人材に関する課題が上位を占めており、団体の基盤強化が必要である。

【団体の収入源】



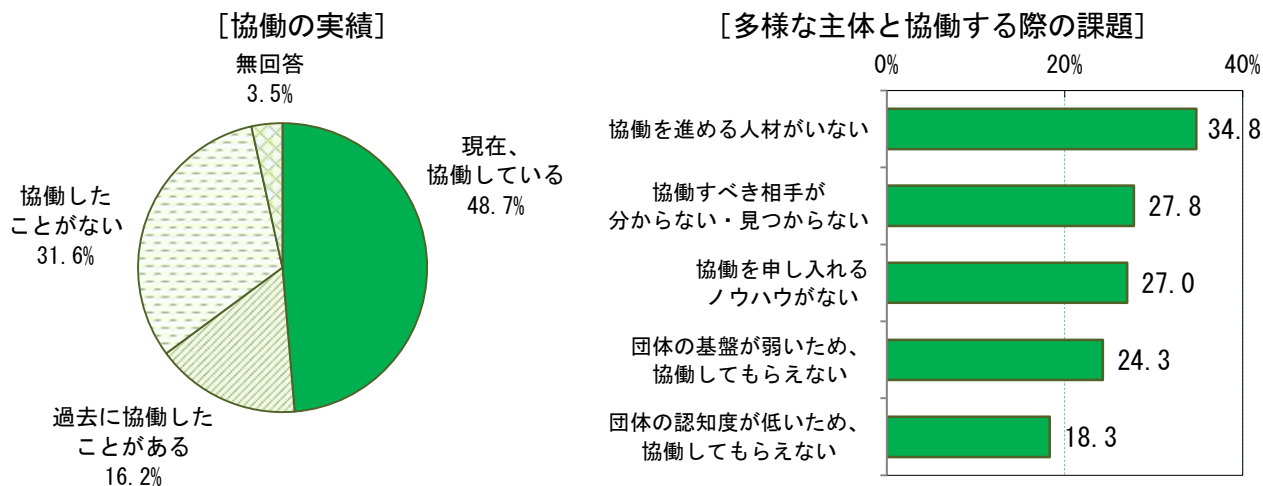
【活動を行う上での課題】



【協働】

他の主体と協働した実績がある団体は約6割となっている。

また、協働を進める際の課題として「協働を進める人材がいない」という回答が約3割となっており、協働をコーディネートする人材の育成など、多様な主体と協働できる体制を整備することが必要である。



第2部 令和7年度県民活動関連施策の実績

基本方針1 県民活動への理解と参加の促進

施策の展開方向	事業の概要
イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進	●きららでキラリ！県民活動促進事業 ・山口きらら博記念公園でのイベント「きららでキラリ！県民つながるフェスタ」の開催 10月25日（土）・26日（日） ステージ発表8団体、ブース出展37団体、運営ボランティア延べ35名 ・出展者・運営ボランティア交流会の開催 6回 参加者延べ112名
若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携	●未来へつなぐ！若者の県民活動促進事業 ・高校生・大学生等を対象とした団体活動説明会の開催 13回 延べ56団体 受講者941名 ・ボランティア体験会の開催 64回 31団体 参加者延べ326名

基本方針2 県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり

施策の展開方向	事業の概要
プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化	●プロボノによる県民活動団体の基盤強化事業 ・「やまぐちプロボノワーカースタンプ」の管理運営 プロボノワーカースタンプ登録者数 146名 ・「やまぐちプロボノコンシェルジュ」の配置 マッチング件数14件 (受入14団体、プロボノワーカースタンプ延べ60名)
県民活動支援センターの機能強化	●県民活動支援センター管理運営事業 ・ボランティアマッチングサイト「あいかさねっ」と及び県民活動情報サイト「山口県県民活動スーパーネット」のリニューアル

基本方針3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

施策の展開方向	事業の概要
「協働ファシリテーター」による協働の推進	●協働ネットワーク強化による県民活動促進事業 ・「地域協働ファシリテーター」養成研修の開催 1回 参加者 13名 ・市町民活動支援センターへの支援 個別支援等 10市センター ・「協働ファシリテーター実践のしおり」の作成
「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進	●あいかさねっとの利用促進 ・視認性・操作性の高いサイトにリニューアル ・「あいかさねっと」等を通じたボランティア活動 マッチング数 468名

第3部 令和8年度県民活動関連施策の計画

基本方針1 県民活動への理解と参加の促進

施策の展開方向	事業の概要
イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進	●きららでキラリ！県民活動促進事業 ・「きららでキラリ！県民つながるフェスタ」、出展者や運営ボランティア等が参加する交流会の開催
若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携	●未来へつなぐ！若者の県民活動促進事業 ・<u>新</u>学生と県民活動団体が協働し、地域課題を解決するためのプロジェクトチームの結成 ・<u>新</u>県民活動に関心のある人と県民活動団体を結びつけるマッチングイベントの開催 ・団体活動説明会、ボランティア体験会の開催 ・SNS等を活用した情報発信の強化

基本方針2 県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり

施策の展開方向	事業の概要
県民活動支援センターの機能強化 プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化	●県民活動支援センター管理運営事業 ・県民活動やNPO法人に関する相談・助言等 ・「やまぐちプロボノワーカバンク」の管理運営等 ・多様な主体との協働の推進

基本方針3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

施策の展開方向	事業の概要
「協働ファシリテーター」による協働の推進	●県民活動支援センター管理運営事業（再掲）
「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進	●「あいかさねっと」の利用促進
若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携（再掲）	●未来へつなぐ！若者の県民活動促進事業（再掲）

第4部 市町における取組

- ・市町における県民活動に関する条例・計画の状況や活動概況、取組方針等
- ・市町民活動支援センター等の県民活動支援拠点の取組

「山口県県民活動促進基本計画」の第5次改定について

計画の概要

〔根拠〕 「山口県県民活動促進条例」に基づき、県民活動施策を総合的かつ計画的に推進するための指針

〔期間〕 2026 年度（令和 8 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）までの 5 年間

改定の基本的な考え方

人口減少や地域課題の複雑化など、県民活動を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた施策の見直しを行うとともに、若者をはじめとする次世代の担い手の確保・育成や多様な主体との協働の推進など、県民活動の活発化に向けた取組の充実を図るもの。

《改定の視点》

- 全世代に向けた県民活動への継続的な参加の促進
- 若者を中心とした、次世代の担い手の確保・育成
- 組織力や資金調達力の向上など、持続可能な活動基盤・ネットワークの強化
- 地域や社会の課題解決に向け、多様な主体とのマッチングやネットワーク形成等を通じた協働の推進

《基本目標》 誰もが地域と関わり続け、地域の力で創る
「安心で希望と活力に満ちた山口県」の実現

主な改定内容

計画期間	現行計画	改定計画（案）
	2022 年度～2026 年度	2026 年度～2030 年度
施 策 の 基 本 方 針	3 本柱	3 本柱
	1 県民活動への理解と参加の促進 2 県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり	1 誰もが関わり続け、活躍できる県民活動の促進 拡 SNS 等を活用した情報発信の強化 新 ライフステージに応じた県民活動参加モデルの構築 2 県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり 拡 中間支援機能とネットワークの構築を強化 新 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進 拡 資金調達に関する企画立案、実施、発信までの一連のプロセスに対する伴走支援の強化

	3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進	3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進 新 県職員への県民活動や県民活動団体に対する理解の促進 新 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進（再掲） 拡 協働によるネットワーク化の推進
--	-----------------------	---

改定スケジュール

- 令和8年 8月 第1回県民活動審議会（改定の方向性、骨子案）
9月 県議会環境福祉委員会報告（骨子案）
11月 第2回県民活動審議会（素案審議）
12月 県議会環境福祉委員会報告（素案）、パブリックコメント
令和9年 2月 第3回県民活動審議会（最終案審議）
3月 県議会環境福祉委員会報告（最終案）、計画公表・配布

「山口県県民活動促進基本計画」（第４次改定版）における評価指標について

評価指標及び進捗状況

基本方針 (計画３本柱)	評価指標	現状値 (R3)	目標値 (R8)	実績値	見込み
１ 県民活動への 理解と参加の 促進	県民活動団体数	2,445 団体	2,590 団体	2,606 団体 (R7)	達 成
	若年層の参加割合が ３割以上を占める県 民活動団体の割合※	16.5%	増加 させる	8.5% (R7)	未達成
２ 県民活動団体 の基盤強化に 向けた人づく り・環境づくり	地域の支援センター の設置市町数	11 市町	19 市町	14 市町 (R7)	未達成
	プロボノワーカーバ ンクの登録者数（累 計）※	—	100 人	146 人 (R7)	達 成
	認定ＮＰＯ法人数	10 法人	15 法人	11 法人 (R7)	未達成
３ 県民活動団体 と多様な主体 との協働の推 進	「あいかさねっと」 等を通じたボランティ ア活動マッチング数※	1,292 人 (H30～R3)	1,500 人 (R4～R8)	1,690 人 (R4～R7)	達 成

※「やまぐち未来維新プラン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」数値目標

(参考) 各指標年度別推移

評価指標	R4	R5	R6	R7
県民活動団体数	2,580 団体	2,680 団体	2,661 団体	2,606 団体
若年層の参加割合が３割以上を占 める県民活動団体の割合	13.2%	12.6%	9.6%	8.5%
地域の支援センターの設置市町数	12 市町	12 市町	14 市町	14 市町
プロボノワーカーバンクの登録者 数（累計）	44 人	70 人	125 人	146 人
認定ＮＰＯ法人数	9 法人	9 法人	10 法人	11 法人
「あいかさねっと」等を通じたボ ランティア活動マッチング数	318 人	416 人 (計 734 人)	488 人 (計 1,222 人)	468 人 (計 1,690 人)

山口県県民活動促進基本計画

第 5 次改定版

(骨子案)

2026（令和 8）年 8 月

山 口 県

目 次

頁

第1章 計画策定の背景と趣旨

1	計画策定の経緯	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	県民活動を巡る情勢の変化	1

第2章 県民活動の定義と役割等

1	県民活動の定義	2
2	県民活動団体と各主体に期待される役割	2

第3章 県民活動の現状と課題

1	県民活動への参加状況と課題	3
2	県民活動団体の状況と課題	4
3	県民活動団体と他の主体との協働の状況と課題	7
4	計画改定の視点	9

第4章 施策の展開

10

- 1 誰もが関わり続け、活躍できる県民活動の促進
- 2 県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり
- 3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進

第5章 計画の推進

1	推進体制	12
2	進行管理	12

第1章 計画策定の背景と趣旨

1 計画策定の経緯

- 1998（平成10）年12月の特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）の施行を契機に、NPO法人が設立されるようになり、1999（平成11）年10月に「やまぐち県民活動支援センター」（以下「県民活動支援センター」という。）を設置し、県民活動の支援に取り組んできました。
- また、2001（平成13）年に開催した「山口きらら博」では、5万人を超える県民ボランティアの協力により、県民の自主的な活動が大会運営を支え、県民活動の重要性や可能性が広く認識されました。
- こうした成果を新たな県づくりにつなげるため、2002（平成14）年に全国に先駆けて「山口県県民活動促進条例」（以下「条例」という。）を制定するとともに、「やまぐち県民活動きらめき財団」を設立し、2003（平成15）年3月には条例に基づく「山口県県民活動促進基本計画」（以下「計画」という。）を策定して、県民活動に関する施策を総合的・計画的に推進してきました。
- 今回の第5次改定版では、人口減少や地域課題の複雑化など、県民活動を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた施策の見直しを行うとともに、若者をはじめとする次世代の担い手の確保・育成や多様な主体との協働の推進など、県民活動の活発化に向けた取組の充実を図るため改定するものです。

2 計画の位置づけ

条例に基づき、県民活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

3 計画の期間

2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5年間とします。

4 県民活動を巡る情勢の変化

- 感染症の影響により、対面型活動の停滞や活動機会の減少が生じた一方、オンラインを活用した活動や多様な参加形態が広がるなど、価値観や県民活動のあり方にも変化が見られました。また、地域課題の複雑化に伴い、災害支援や孤独・孤立対策、地域福祉などの分野において、県民活動への期待が高まっています。
- 若年層を中心に社会貢献や地域とのつながりへの関心が高まる一方、継続的な参加や活動の担い手としての参画には十分につながっていません。また、県民活動団体では、担い手不足や高齢化、活動資金の不足など、活動の継続性の確保が課題となる中で、プロボノの活用や大学等との連携など、多様な主体との協働による地域や社会の課題解決に向けた取組の重要性が高まり、県民活動のあり方にも変化が生じています。

第2章 県民活動の定義と役割等

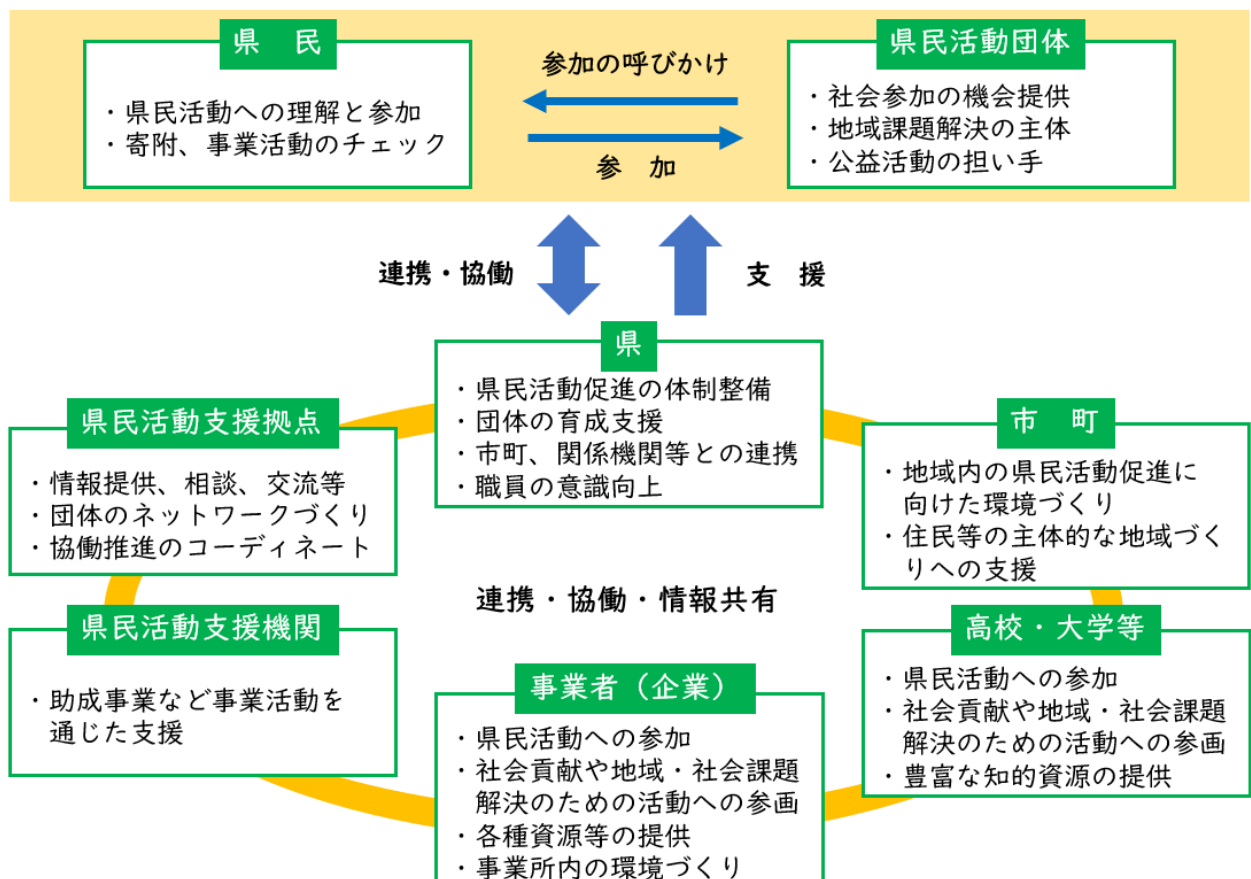
1 県民活動の定義

県民活動とは、営利を目的としない県民の自主的・主体的な社会参加活動で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動であり、具体的には次表のように捉えることとします。

活動の種類	特 徴 等
コミュニティ活動	一定の地縁に基づき、住民が地域社会の維持及び形成を図る組織的な活動
ボランティア活動	個人あるいは志を共にするグループが自発的な意思に基づいて、他の人を助けたり、社会に貢献したりする活動 (寄附もボランティア活動に含まれます。)
N P O 活 動	N P O 法人やそれ以外の民間非営利組織による組織的な市民活動 (N P O は、Non-Profit Organization の略です。)

2 県民活動団体と各主体に期待される役割

県民活動団体が地域や社会の課題解決に取り組むとき、地域を構成する多様な主体と連携・協働することが重要となっており、それぞれに期待される役割は次のとおりです。

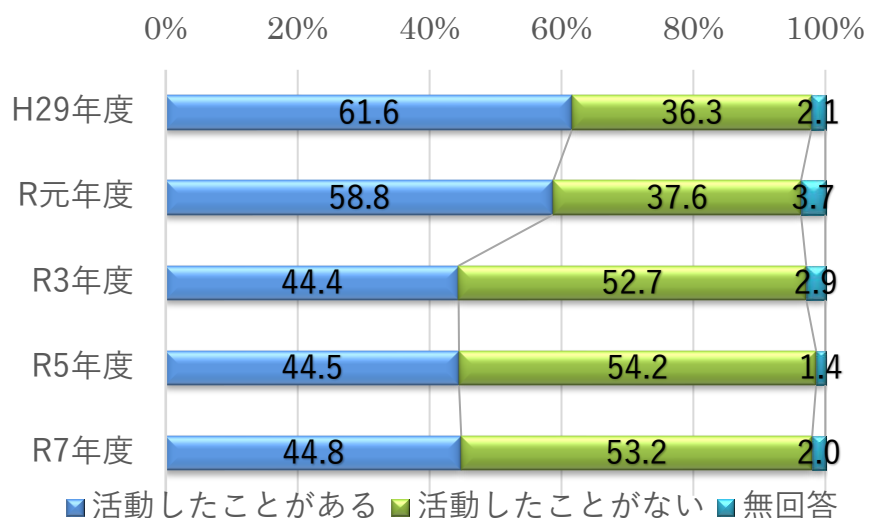


第3章 県民活動の現状と課題

1 県民活動への参加状況と課題

- 県民活動へ参加したことがある県民の割合（以下「県民活動への参加割合」という。）について、令和元年度以前は、概ね60%を維持していましたが、令和3年度以降は40%程度にとどまっています。感染症の影響による活動機会の減少や、ライフスタイル・価値観の変化等を背景に、依然としてコロナ禍前の数値に戻っていません。
- 県民活動への参加割合を年代別に見ると、平成29年度以降全体的に減少傾向にあり、特に40代から50代で減少幅が大きくなっています。一方、近年では20代で増加傾向となっており、年代別の差は縮小されている状況とも言えます。
- こうした状況を踏まえ、全世代に向けた県民活動への継続的な参加を促進する必要があります。
- また、人口減少や高齢化により、県民活動団体のみで地域・社会課題に対応することは難しくなっており、多様な主体との協働を前提とした活動への転換も求められています。

【全 体】



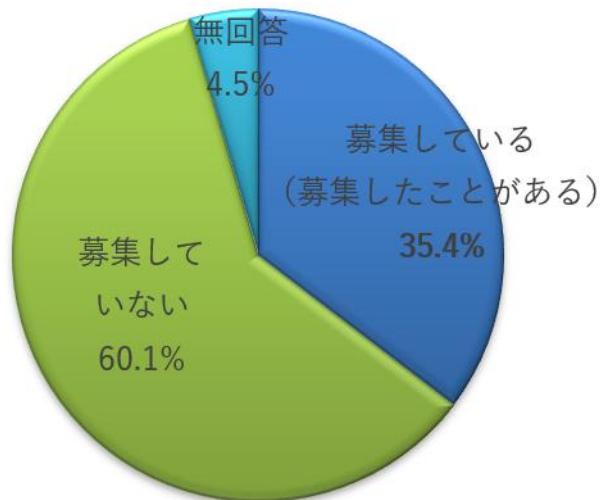
【年代別】

	R7 年度	R5 年度	R3 年度	R 元年度	H29 年度	(参考) R7-H29
20 代	44.3	40.4	36.0	48.1	48.2	-3.9
30 代	39.0	41.2	37.6	43.5	48.2	-9.2
40 代	45.3	43.0	44.9	57.9	66.0	-20.7
50 代	45.7	48.9	46.0	61.2	71.1	-25.4
60 代	47.9	45.4	44.5	64.3	63.6	-15.8
70 歳以上	44.2	43.5	48.1	58.9	60.6	-16.4

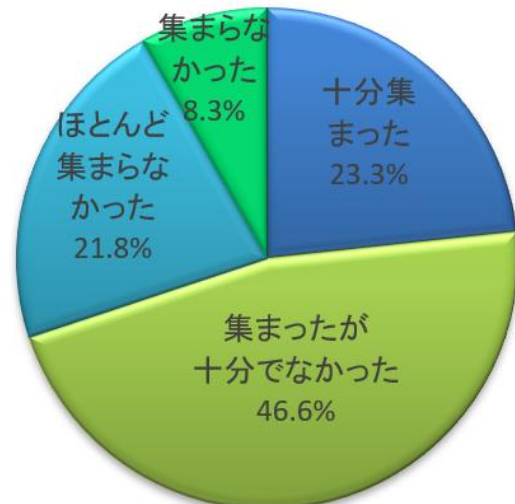
資料：県総合企画部「令和7年度県政世論調査」（県民活動へ参加した県民の割合）

- ボランティアを募集した結果、十分に集まった団体は約 2 割にとどまっており、ボランティアの需要は高くなっていますが、必要な人員を確保できていない状況にあります。
- 参加を促進するため、活動の魅力や募集情報をわかりやすく発信するなど、普及啓発や情報発信の強化を推進する必要があります。

【ボランティアの募集状況】



【ボランティアの募集結果】



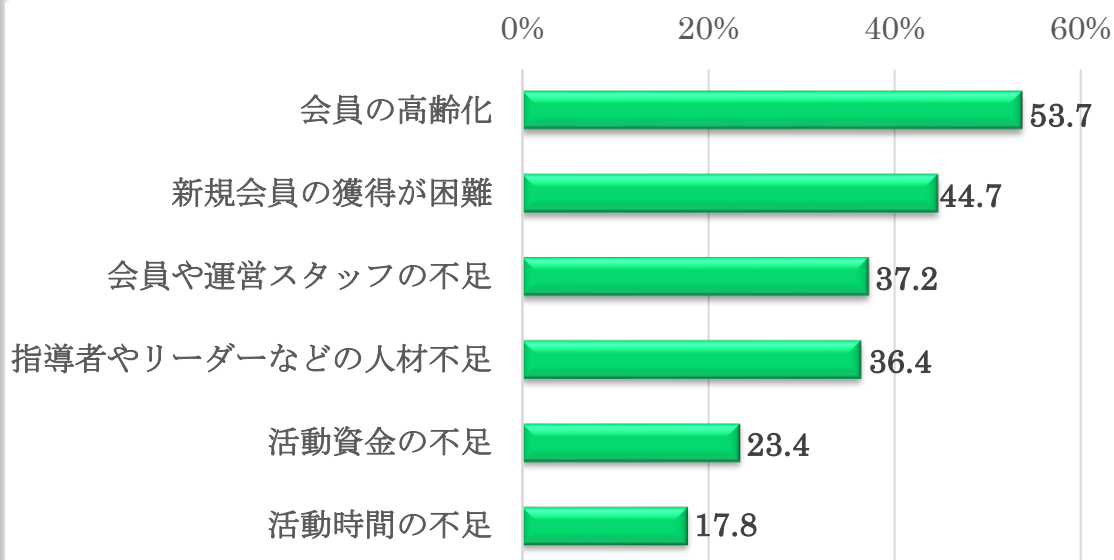
資料：県環境生活部「県民活動団体の活動実態調査」

※ 以下同じ

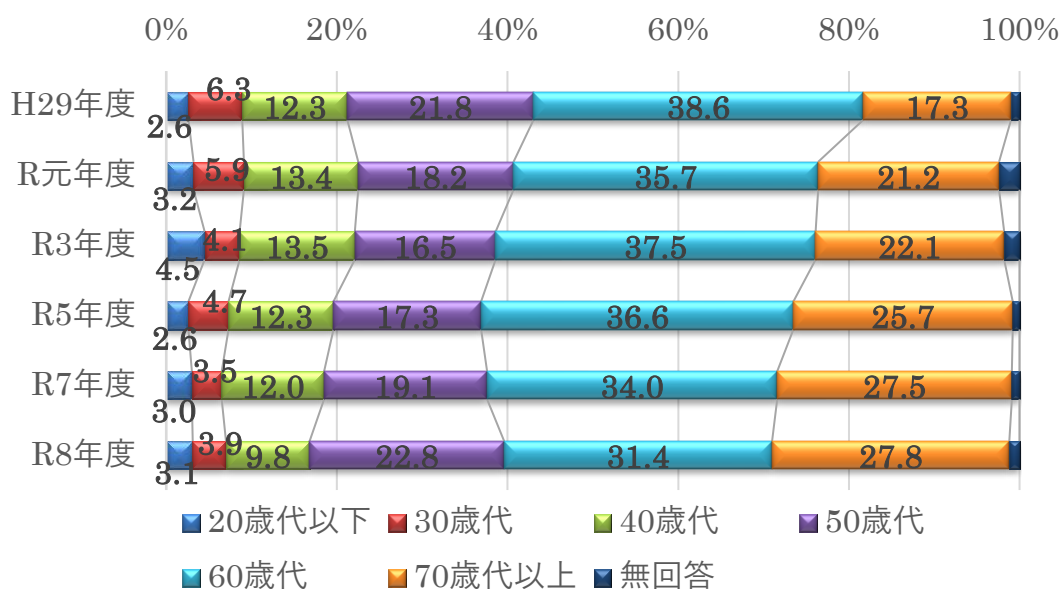
2 県民活動団体の状況と課題

- 県民活動団体の課題として、「会員の高齢化」や「新規会員の獲得が困難」をはじめ「会員や運営スタッフの不足」、「指導者やリーダーなどの人材不足」など、人材面での課題が多くを占めています。
- 県民活動団体の「中心的な活動メンバー」に占める 30 歳代以下の割合は、1 割程度と低い一方、50 歳代以上の割合は、約 8 割と増加傾向にあります。
- また、若年層の参加割合が 3 割以上を占める県民活動団体は 1 割程度にとどまっており、依然として団体への構成員としての、割合は低い状況にあります。
- 近年、若年層の県民活動への参加割合は増加傾向にあるものの、継続的な参加と中心的な活動メンバーとしての参画には十分につながっていません。一方で、中心的な活動メンバーは高年齢層に偏っており、担い手の高齢化が進んでいます。
- 活動の継続性を確保するため、若者を中心とした、次世代の担い手の確保・育成に向けた取組を推進する必要があります。

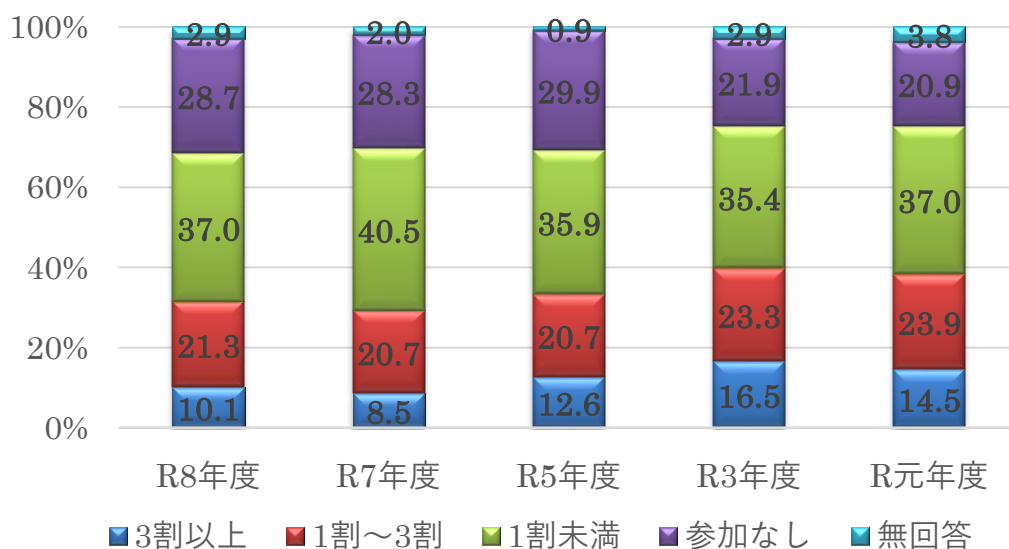
【活動を行う上での課題】（複数回答）



【中心的な活動メンバー】



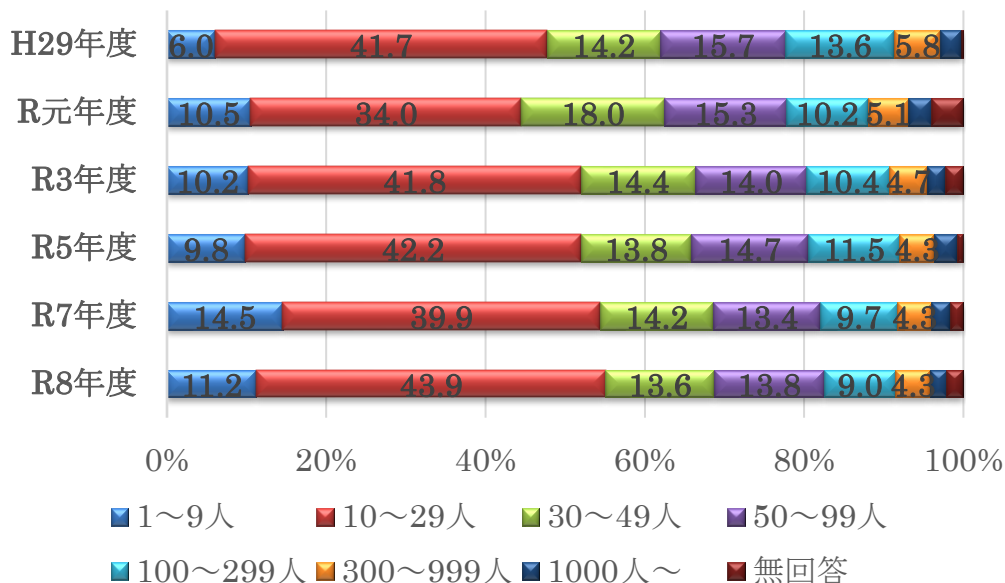
【活動への若年層の参加】



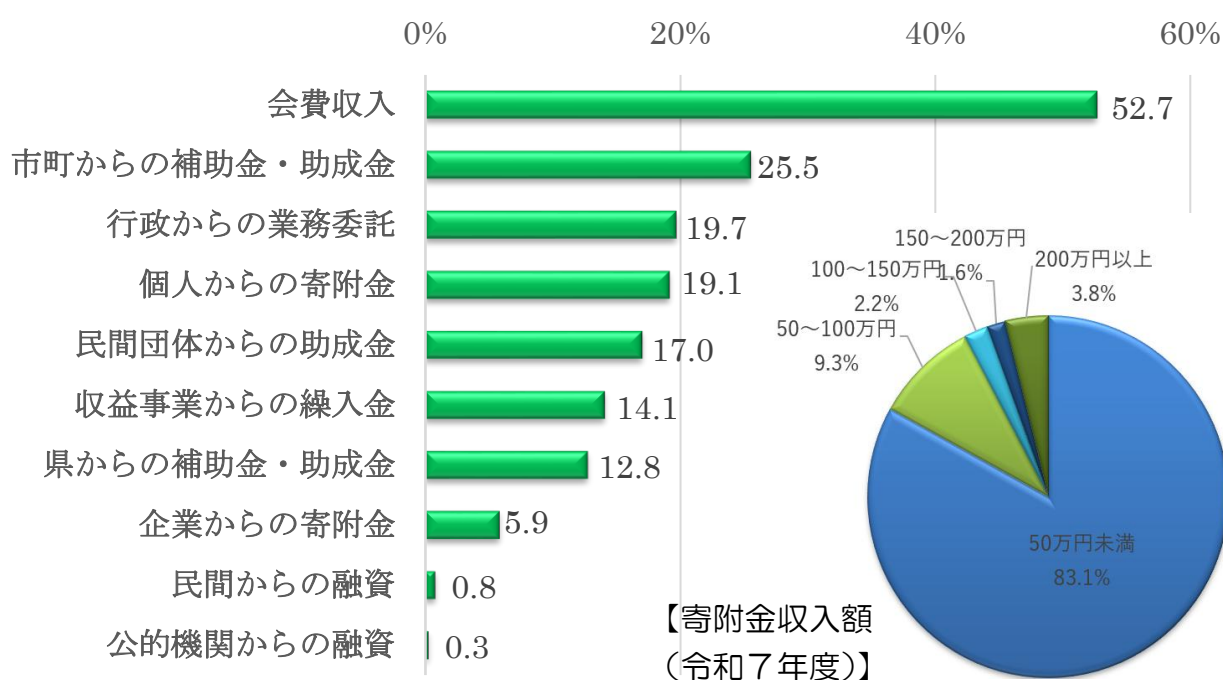
○ 「活動資金の不足」の課題を23%の団体が抱えており、会員数「1～9人」の小規模団体の割合が増加し、「100人以上」の団体の割合が減少しています。また、収入源として、会費収入が主要な財源となっており、個人からの寄附金、収益事業からの繰入金は20%を下回っている状況にあります。

○ 団体の小規模化により自主的な財源確保力が弱まる一方、寄附金や収益事業からの繰入金などによる財源の多様化も十分に進んでおらず、持続的・自立的な財政基盤の確立が深刻な課題となっていることから、組織力や資金調達力の向上など、持続可能な活動基盤・ネットワークの強化に向けた取組を推進する必要があります

【会員数】

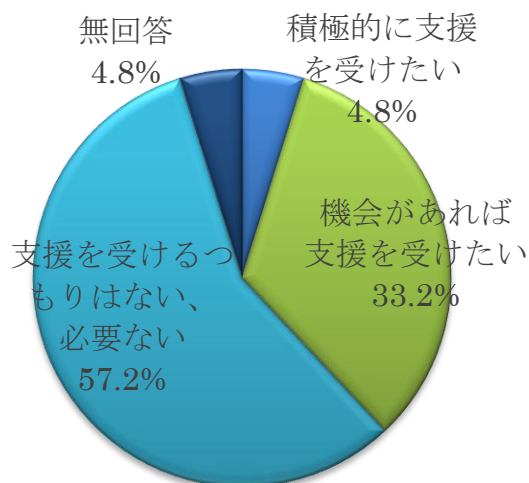


【主な収入源（令和7年度）】



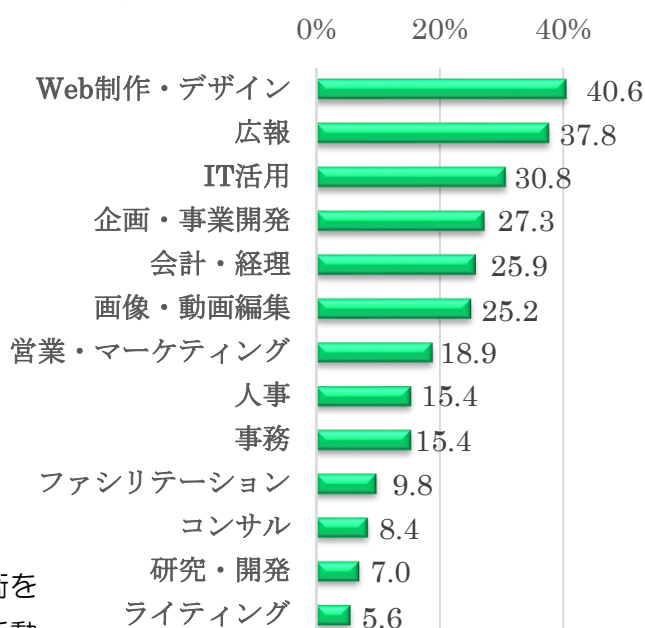
- プロボノワーカーによる支援を希望する団体は約4割を占め、デジタル分野の支援ニーズが高まっています。このため、プロボノの活用により団体の基盤強化に向けた取組を推進する必要があります。

【プロボノの活用意向】



※プロボノ 仕事上身に付けた専門的な知識や技術を活かして社会貢献するボランティア活動

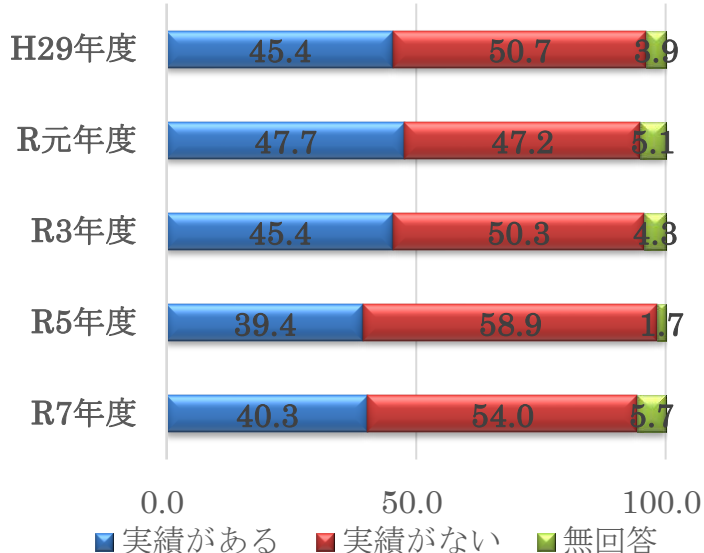
【支援希望分野】



3 県民活動団体と他の主体との協働の状況と課題

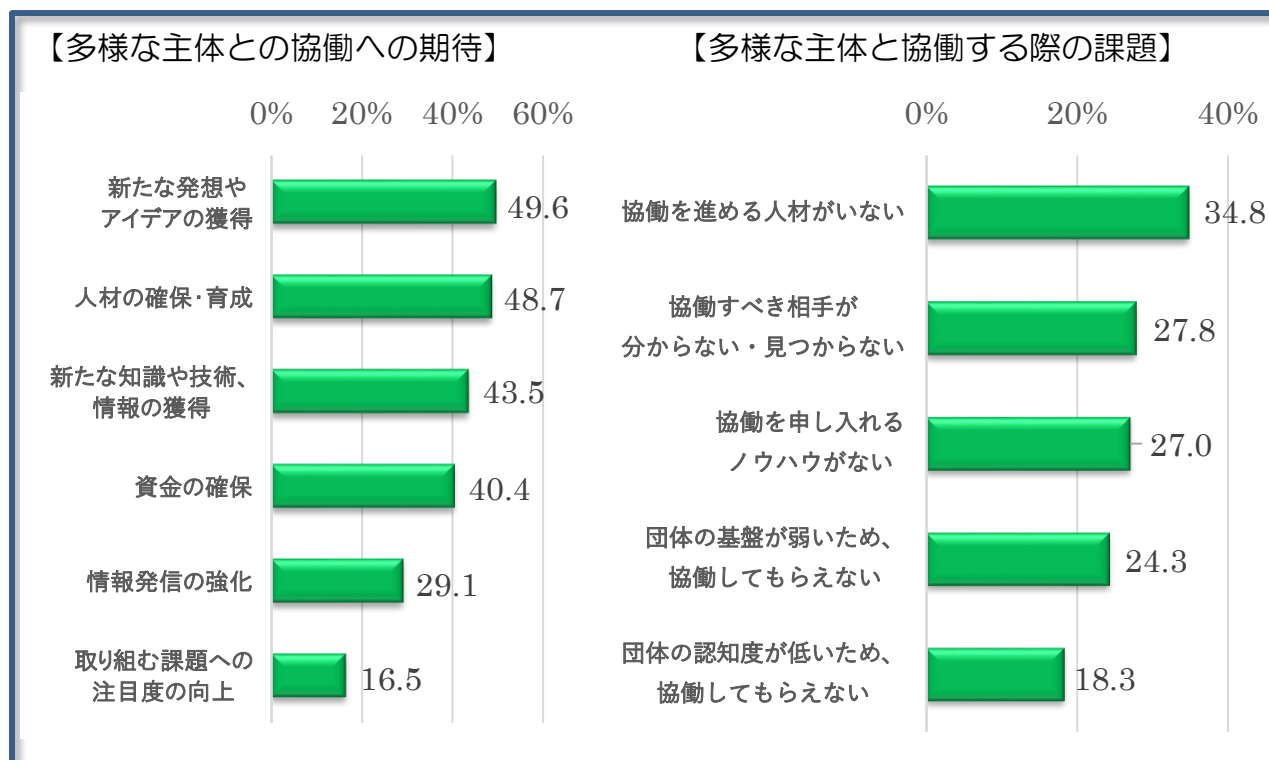
- 企業や県、市町、大学等の多様な主体と協働したことがある団体の割合は4割程度で、大きな変化はありません。協働の相手方は行政が中心となっていますが、「多様な主体との協働への期待」として、「人材の確保・育成」、「資金の確保」「情報発信の強化」などがあげられ、協働による効果への期待は大きい状況にあります。
- 地域や社会の課題解決に向け、多様な主体とのマッチングやネットワーク形成等を通じた協働を推進する必要があります。

【多様な主体との協働の実績】

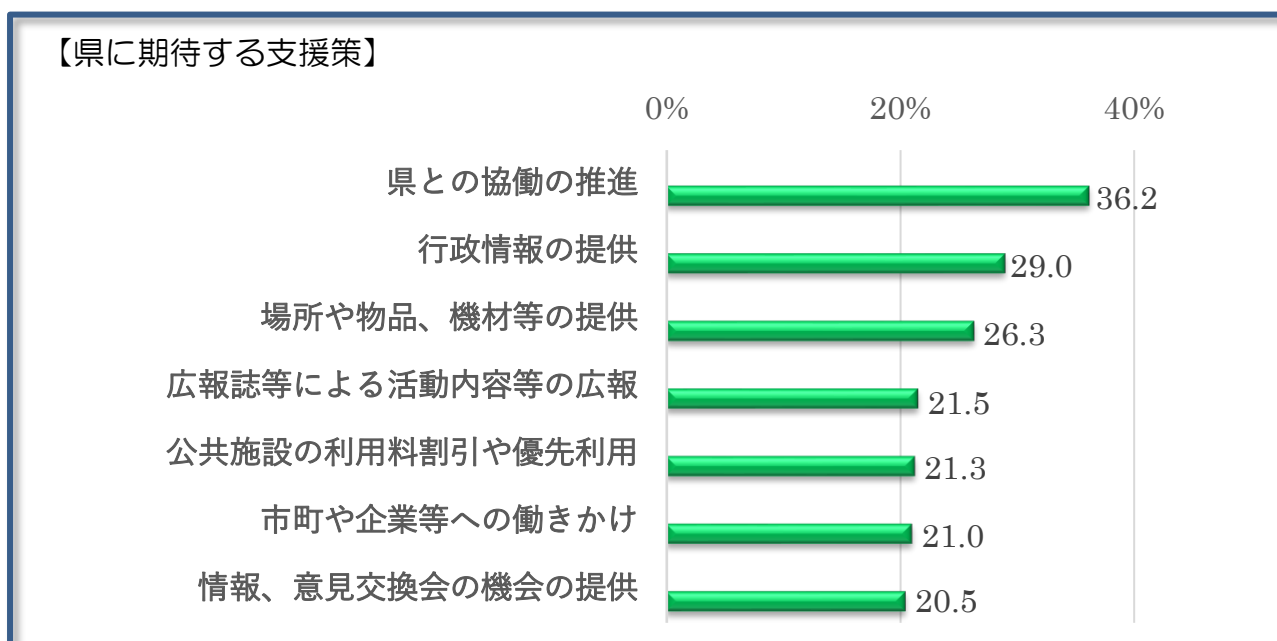


【協働の相手方】

項目	R7 年度
行政	65.6
大学等	42.3
他のNPO	37.3
企業	32.4
社会福祉協議会	24.6
自治会・町内会	22.5
財団法人・社団法人	21.8



- 多様な主体と協働する際の課題として、「協働を進める人材がない」が最も高く、また、県に期待する支援策では、協働の推進が最も高い状況となっています。今後、地域課題が複雑化する中で、行政、NPO、企業、大学、県民活動団体など多様な主体による連携、協働を一層進めていくことが求められています。
- 県民活動の現状などを踏まえると、県民活動団体だけで地域課題に対応することは難しくなっており、多様な主体との協働による取組が必要になっています。このため、それぞれの強みを生かした役割分担や連携が進むよう、多様な主体が協働しやすい環境づくりを推進する必要があります。

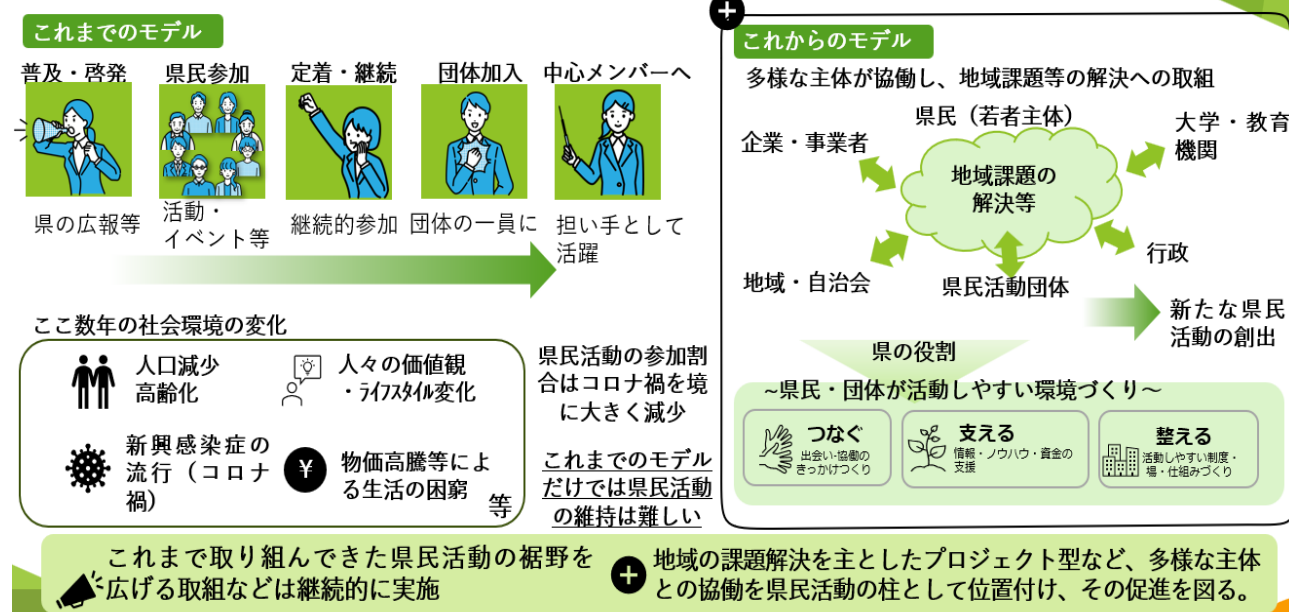


4 計画改定の視点

人口減少や高齢化の進展、地域課題の複雑化などにより、県民活動を取り巻く環境は大きく変化しており、活動規模の維持や団体のみでの課題解決は難しくなっています。このため、次期計画では、これまでの県民活動への参加促進や県民活動団体の基盤強化の取組を継承しつつ、多様な主体との協働を通じて地域や社会課題の解決につながる県民活動を推進することを新たな視点として位置付けます。

	現状と課題	取組の方向性
県民活動	○感染症の影響やライフスタイル・価値観の変化等により、<u>コロナ禍以降、県民活動への参加者が減少</u> ○高校・大学等と連携したボランティア体験会等により、<u>若年層は増加しているが、50代以上を中心に全体的に減少傾向</u>	○全世代に向けた県民活動への継続的な参加の促進
県民活動団体	○活動メンバーの高齢化や小規模団体の割合の増加などにより、<u>後継者不足や資金不足等などでの活動の継続性が懸念</u>	○若者を中心とした、次世代の担い手の確保・育成 ○組織力や資金調達力の向上など、持続可能な活動基盤・ネットワークの強化
協働推進	○地域課題が複雑化し、行政や企業などとの協働が期待されるが、そうした<u>多様な主体との協働が十分に進んでいない状況</u>	○地域や社会の課題解決に向け、多様な主体とのマッチングやネットワーク形成等を通じた協働の推進

<県民活動の新たな視点>



第4章 施策の展開

基本目標の実現のため、3つの基本方針に基づき、具体的な施策を展開していきます。

基本目標

誰もが地域と関わり続け、地域の力で創る 「安心して希望に満ちた山口県」の実現

基本方針1 誰もが関わり続け、活躍できる県民活動の促進 【人材づくり】

- (1) 県民活動の魅力発信と参加促進
 - ・ **拡** SNS等を活用した情報発信の強化
- (2) **新** ライフステージに応じた県民活動参加モデルの構築
 - ・ 学生から高齢者まで参加しやすい県民活動機会の創出
 - ・ 副業・兼業など多様な働き方を活かした県民活動への参加促進
- (3) 「あいかさねっと」を活用したボランティア等のマッチング強化
- (4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進
- (5) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進

基本方針2 県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり 【団体支援】

- (1) 県民活動支援センターの機能強化
- (2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進
- (3) 中間支援団体の育成と連携
 - ・ **拡** 中間支援機能とネットワークの構築を強化
- (4) **新** 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進
 - ・ 大学等と連携した地域課題解決プロジェクトチームの推進
- (5) プロボノの持続的な活用の推進
- (6) 資金調達手法の多様化を促す環境づくりの支援
 - ・ **拡** 資金調達に関する企画立案、実施、発信までの一連のプロセスに対する
伴走支援の強化
- (7) 県民活動団体のデジタル化の推進

基本方針3 県民活動団体と多様な主体との協働の推進 【協働・共創】

- (1) 「協働ファシリテーター」による連携強化
- (2) 県との協働推進
 - ・ **新** 県職員への県民活動や県民活動団体に対する理解の促進
- (3) 市町との協働推進
- (4) 事業者（企業）との協働推進
- (5) **新** 若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進（再掲）
- (6) **拡** 協働によるネットワーク化の推進

(参考) 現行計画との各項目の比較

区分	現行計画（第4次）	骨子案（第5次）
基本目標	誰もが県民活動に参加し、県民パワーで創る「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現	誰もが地域と関わり続け、地域の力で創る「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現
基本方針1	県民活動への理解と参加の促進 (1) 情報発信と普及啓発 (2) イベントの開催による県民活動への理解と参加の促進 (3) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携 (4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進 (5) 世代別や生活環境に応じた県民活動への参加機会の提供 (6) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進 (7) 寄附への理解促進	誰もが関わり続け、活躍できる県民活動の促進 (1) <u>県民活動の魅力発信と参加促進</u> (2) <u>ライフステージに応じた県民活動参加モデルの構築</u> (3) 「あいかさねっと」を活用したボランティア等のマッチング強化 (4) 地域づくりの推進力となる県民活動への参加促進 (5) 事業者（企業）における社会貢献活動への参加促進
基本方針2	県民活動団体の基盤強化に向けた人づくり・環境づくり (1) 県民活動支援センターの機能強化 (2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進 (3) 中間支援団体の育成と連携 (4) 様々な資金調達手法の普及啓発 (5) NPO法改正への対応 (6) プロボノの活用による県民活動団体の基盤強化 (7) 県民活動団体のデジタル化の推進	県民活動団体の基盤強化に向けた環境づくり (1) 県民活動支援センターの機能強化 (2) 市町民活動支援センターとの連携と設置促進 (3) 中間支援団体の育成と連携 (4) <u>若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進</u> (5) プロボノの持続的な活用の推進 (6) <u>資金調達手法の多様化を促す環境づくりの支援</u> (7) 県民活動団体のデジタル化の推進
基本方針3	県民活動団体と多様な主体との協働の推進 (1) 「あいかさねっと」を活用したマッチングの推進 (2) 「協働ファシリテーター」による協働の推進 (3) 県との協働推進 (4) 市町との協働推進 (5) 事業者（企業）との協働推進 (6) 若年層の参加促進に向けた高校・大学等との連携（再掲）	県民活動団体と多様な主体との協働の推進 (1) 「協働ファシリテーター」による<u>連携強化</u> (2) 県との協働推進 (3) 市町との協働推進 (4) 事業者（企業）との協働推進 (5) <u>若者と多様な主体の共創による地域課題解決活動の推進（再掲）</u> (6) <u>協働によるネットワーク化の推進</u>

第5章 計画の推進

1 推進体制

計画の推進に当たっては、庁内関係部局、市町及び県民活動支援機関等と緊密な連携を図りながら、取り組んでいきます。

2 進行管理

毎年度、県民活動白書の作成・公表を通じ、県議会や県民活動審議会、市町、県民活動支援機関等から幅広く意見を聴いて適正に評価し、その結果を施策に反映させていきます。

また、社会情勢の変化等を踏まえ、計画全体の内容を点検しながら必要に応じた見直しを行います。